

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和5年1月10日（火）午前9時30分～午前10時25分

2. 開催場所

矢掛町役場 3階 大会議室

3. 出席委員 15名

農業委員 9名			農地利用最適化推進委員 6名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	阿部 泰博	出
2番	石井 博	出	美川地区推進委員	守屋 弘旨	出
3番	妹尾 吉高	出	三谷地区推進委員	田邊 穂積	出
4番	竹内 義男	出	山田地区推進委員	門野 竹志	出
5番	三好 伸夫	出	川面地区推進委員	池田 信夫	出
6番	坪井 幹子	出	中川地区推進委員	奥村 明美	出
7番	山部 智裕	出	小田地区推進委員	妹尾 行恭	欠
8番	池田 喬	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第40号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第41号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第42号 農地法第5条の規定による賃貸借権の設定の許可申請について
- (4) 議案第43号 矢掛町農業振興地域整備計画変更に関する意見について

5. 議案の内容 別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から令和4年度第10回農業委員会総会を開催します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場の換気を行っています。会場出入口には消毒液を設置し、体温計による検温を行っていただいております。皆様にはマスクの着用をお願いしております。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いします。</p>
議 長	<p>本日は、妹尾行恭委員が欠席です。過半数の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、3番 妹尾委員と、4番 竹内委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第40号から議案第43号の4議案です。</p>
議 長	<p>議案第40号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、10件議題とします。事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>以上10件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号33番につきまして、地元農業委員の意見を申し上げます。</p>
4 番 委 員	<p>確認しました。譲受人は適正に管理できると思いますので、問題ありません。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号33番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号33番につきましては、許可と決定します。</p>
議 長	<p>事案番号34番につきましては、守屋委員の自己に関することであり、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで守屋委員の退席をお願いします。</p>

<p>5 番委員</p> <p>議 長</p> <p>各 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>(午前9時46分 守屋委員 退席)</p> <p>では、事案番号34番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。</p> <p>譲受人は近隣の農地も耕作されており、今回譲り受ける農地についても適正に管理できるものと思います。問題ありません。</p> <p>地元農業委員から意見がありました。事案番号34番につきまして、他に意見はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がありませんので、事案番号34番につきましては、許可と決定します。</p> <p>(午前9時48分 守屋委員 復席)</p>
<p>議 長</p> <p>1 番委員</p> <p>議 長</p> <p>各 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号35番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。</p> <p>申請地は今までも譲受人が耕作していました。今回譲渡人が農業を廃止されるので、所有権を移転して、今後も譲受人が耕作を続けられます。問題ないと思います。</p> <p>地元農業委員から意見がありました。事案番号35番につきまして、他に意見はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がありませんので、事案番号35番につきましては、許可と決定します。</p>
<p>議 長</p> <p>1 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号36番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。</p> <p>譲渡人は、宅地、農地など、全てを売却されます。譲受人が全てを購入され、農地も管理されます。先日現地を確認しましたが、きれいに草刈をされており、今後も問題なく管理されると思います。</p> <p>地元農業委員から意見がありました。事案番号36番につきまして、他に意見はありませんか。</p>

各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 3 6 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 3 7 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
1 番 委 員	譲渡人と譲受人は身内関係にあり、譲受人は適正に管理されると思います。この後の 5 条申請にも関連します。問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 3 7 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 3 7 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 3 8 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番 委 員	譲受人の住所は大阪府内ですが、確認したところ、年の大半は矢掛町で生活されています。今までも耕作をされていたところであり、特に問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 3 8 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 3 8 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 3 9 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
3 番 委 員	譲渡人と譲受人は親子の関係で、譲渡人が高齢であることから、譲受人に贈与されます。問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 3 9 番につきまして、他に意見はありませんか。

各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号39番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号40番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
3 番 委 員	譲渡人と譲受人は祖母と孫の関係で、譲渡人が高齢であることから、譲受人に贈与されます。事案番号39番に関連します。問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号40番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号40番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号41番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
3 番 委 員	事案番号41番、42番は関連しており、実際の耕作地と土地の名義がそれぞれ入れ替わっていたようです。それを解消するため、それぞれの農地を交換されます。問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から、事案番号41番と42番について、意見がありました。事案番号41番と42番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号41番と42番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第41号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、6件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明)

事案番号11番から15番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。

事案番号16番は、申請地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。

総会次第に現地確認写真を載せております。

議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号11番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
4番委員	現地を確認しました。譲受人は譲渡人の家、農地を購入され、カーポートはそのまま利用されます。問題ないと思います。なお、始末書の提出がありました。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号11番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号11番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号12番と13番につきましては、関連するため、一括審議します。 地元農業委員の意見をお願いします。
7番委員	申請地を町が造成後、岡山県農業共済組合へ譲渡し、組合の事務所等が建設される予定です。被害防除計画書のとおり、問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号12番と13番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号12番と13番につきましては、許可と決定します。

議 長	事案番号 1 4 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
1 番委員	譲受人の自宅までの道路は道幅が狭いため、申請地を出入道として転用されました。特に問題はないと思います。なお、始末書の提出がありました。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 1 4 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 1 4 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 1 5 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
1 番委員	露天駐車場と出入道への転用です。埋め立てをするように聞いています。排水等、問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 1 5 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 1 5 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 1 6 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
8 番委員	現地の確認をしました。被害防除計画書のとおり、排水等、特に問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 1 6 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 1 6 番につきましては、許可と決定します。

議 長	議案第42号 農地法第5条の規定による賃貸借権の設定の許可申請について、 1件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 事案番号4番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、 第2種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号4番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
8 番 委 員	現地の確認をしました。申請地は国道486号線沿いで、ラーメン店のお客様用 駐車場への転用です。被害防除計画書のとおり、排水等、特に問題はないと思 います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号4番につきまして、他に意見はあ りませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号4番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第43号 矢掛町農業振興地域整備計画変更に関する意見について、議題と します。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明)
議 長	事務局からの説明がありましたが、意見等をお願いします。
山田地区 推進委員	農地転用の申請は今後ありますか。
事 務 局	農業振興地域の除外の手続き後、農地転用の申請が農業委員会へ出てきます。 今回審議いただくのは、農業振興地域を除外することについてです。

山田地区 推進委員	わかりました。
議 長	他には意見等ありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第43号について、別紙のとおり矢掛町長へ意見書を提出することを議決します。
議 長	次に4.各種報告について確認します。
議 長	(1) 利用目的の変更届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
川面地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
議 長	(2) 農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
山田地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
川面地区 推進委員	事案番号2番から4番について、確認しました。問題ありません。
中川地区 推進委員	事案番号5番について、確認しました。問題ありません。
議 長	(3) 農地転用の工事完了報告について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。
4番委員	矢掛地区について、確認しました。問題ありません。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。